

山林の寄附に関する Q&A

Q：寄附の手続の流れを教えてください。

A:まず、「山林寄附採納事前審査申請書」に必要書類を添えて市役所森林政策課へご提出いただきます。申請に基づき、市で現地調査等を行い、寄附の要件を満たしているか審査します。審査の結果、寄附の受付を決定した場合、所有権移転登記に必要な書類を提出いただき、市で登記手続きを行います。

Q：所有権移転登記に費用負担は必要か。

A:所有権移転登記は市が嘱託登記により行いますので、登録免許税等の費用負担は必要ありません。ただし、登記に必要な印鑑登録証明書や、登記簿に記載された所有者の住所が現住所と異なる場合に必要な住民票等の発行は、申請者のご負担となります。

Q：相続登記ができていないので、市で登記の手続きをお願いできないか。

A:登記簿上の所有者が、申請人と異なる場合は寄附の申し込みをすることはできません。相続登記等については申請者で行っていただく必要があります。自身で登記の手続きができない場合は、司法書士等に手続きを依頼することができます。その場合に必要な費用は申請者のご負担となります。

Q：宅地や農地も寄附したい。

A:寄附の対象は登記地目が山林と保安林のみで、それ以外の土地はお受けできません。登記地目が雑種地等で現況が山林の場合、地目変更の登記をしていただければ寄附を受け付けます。

Q：寄附をした山林の固定資産税はいつから課税されないのか。

A:固定資産税は、毎年1月1日現在に所有している固定資産に課税されます。基本的に申請翌年の固定資産税が課税されない事務処理スケジュールを計画していますが、多くのお申し込みを頂いたり、登記に必要な書類の提出が遅れるなどの理由で、年末までに所有権移転登記が完了しない場合は、申請の翌年の固定資産税が課税されますのでご理解をお願いいたします。

Q：山林の管理ができない場合は市に寄附をしなければいけないのか。

A:いいえ。自身で山林の管理することが難しく、山林の所有権の放棄を望まれる場合に寄附をご検討いただければと思います。その他の選択肢としては、森林組合などの事業者か、市に経営管理を委託することもできますので市までご相

談ください。

**Q：寄附の対象外の要件で「主伐等により、森林に更新されていない」とあるが
どういうことか。**

A:主伐とは、木を収穫するために伐採することで、主伐により一定区画にある木を全面的に伐採した場合、森林に戻すために植栽の義務が生じます。今回の寄附では、その義務が果たされず、森林に戻っていない山林はお受けすることができません。

Q：なぜ美作市大井が丘地内の山林は寄附を受け付けないのか。

A:美作市大井が丘地内の土地は、不動産管理会社が管理を行っているので、寄附の要件の「適正な整備又は保全を行うことができない山林」に該当しません。また、市が所有した場合に不動産管理会社への費用負担が生じることから寄附を受けることができません。

Q：寄附をした後の市の管理の方針は。

A:スギ、ヒノキの人工林は、主に間伐等の施業を行い、森林の公益的機能を高める取り組みを行います。雑木林などの天然林は、手入れが不必要な場合が多く、人工林より施業の優先順位は低くなりますが、獣害対策として、人里に近い山林の除伐などを計画しています。

Q：寄附をした山林を直ちに整備してもらいたい。

A:森林の整備は森林環境譲与税などを活用して行いますが、予算に限りがあるため、ご要望に添えないこともありますのでご理解をお願いいたします。